令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び 公営企業の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、下記のとおり公表します。

記

1. 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	3. 4	14. 3
(11. 25)	(16, 25)	(25. 0)	(350.0)

注1:実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「一」を記載

注2:下段()書きは、早期健全化基準

2. 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業	_	
下水道事業	_	
卸売市場事業	_	
農業集落排水事業	_	
特定地域生活排水処理事業	_	
産業団地整備事業	_	

注1:資金不足額がない場合は、「一」を記載

注2:経営健全化基準はいずれも20%